

領収証の適正管理について

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪国際平和センター</p>	<p>館内受付では、入館者（※）やオリジナルグッズ（「写真集」、「冊子」、「絵はがき」、「Tシャツ」等）の購入者からの要望に基づき、領収証を作成・発行している。</p> <p>領収証は1冊50組（2枚複写）であり、発行した領収証の控えは事務局長・事務局次長が金額等の記載内容を確認しているとのことであったが、確認の事実を証明する証跡が残されておらず、実際にモニタリングが行われているか不明であった。</p> <p>また、使用中の領収証綴りについては、未使用の領収証にも領収印（法人印）が押印されていた。</p> <p>（※）高校生以上は入館料が必要（65歳以上、障がい者の方は無料）</p>	<p>使用した領収証について、使用者以外の上司がその内容を確認し、その証跡を残すよう留意されたい。</p> <p>また、未使用の領収証の管理については、紛失等を防止するための運用を整備されたい。</p>	<p>使用した領収証については、閉館業務の際に事務局長・事務局次長が毎回確認し、その証跡を残すこととした。</p> <p>また、未使用の領収証の管理については、紛失等を防止するため、新たに領収証管理簿を作成した。これにより領収証の受払を記録することとした。</p> <p>なお、使用済みの領収証については、事務局長・事務局次長が最終確認し、押印の上、保管している。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年12月19日、事務局：平成29年10月17日及び同月18日）